

## 【中国】対外関係法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2023年6月、対外関係の基本法となる対外関係法が制定され、憲法に基づく中国の外交方針、対外開放を維持する姿勢、国の主権、安全、利益等の保護のための制度が明記された。

### 1 背景と経緯

習近平政権は、対外関係に関わる立法の強化を推進し<sup>1</sup>、国家の主権、安全、利益の保護を重視し、米国等による対中制裁への対抗措置や国内法を域外適用する際の法的根拠となる立法を整備している。一方、現在の世界情勢は「百年未曾有の変革期」<sup>2</sup>にあるとの認識の下、対外開放の拡大を継続する姿勢を示し、中国が掲げる理念を広めるため国際会議等を通じてアピールする取組も行っている<sup>3</sup>。これらの外交方針を法律として示すため、憲法を踏まえた、対外関係領域の基本的法律となる対外関係法の制定が、2022年の全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会の立法計画に明記された。対外関係法は、2022年10月から同常務委員会会議で草案が審議<sup>4</sup>、2023年6月28日の同会議で可決・公布、同年7月1日に施行された<sup>5</sup>。

### 2 概要

#### (1) 章構成

対外関係法は全5章45か条から成る。第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：対外関係に係る職権（第9条～第16条）、第3章：対外関係発展の目標・任務（第17条～第28条）、第4章：対外関係に係る制度（第29条～第39条）、第5章：対外関係発展の保障（第40条～第44条）、第6章：附則（第45条）。

#### (2) 総則（第1章）

本法は、中国と各国との外交、交流、国際組織との関係等の発展について適用される（第3条）。中国は、平和五原則<sup>6</sup>、平和的発展の道、対外開放の国策を堅持し、国連憲章の原則を守り、新型国際関係<sup>7</sup>を推進し、紛争の平和的解決を主張し、武力使用に反対する（第4条）。国

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年9月7日である。

<sup>1</sup> 2022年10月の中国共産党第20回党大会における習近平総書記（国家主席）の報告でも、対外関係分野の立法を強化し、国内の法治と対外的法治を推進すること等が明記された。「习近平：高举中国特色社会主义伟大旗帜 为全面建设社会主义现代化国家而团结奋斗—在中国共产党第二十次全国代表大会上的报告」2022.10.25. 中国政府网 <[https://www.gov.cn/xinwen/2022-10/25/content\\_5721685.htm](https://www.gov.cn/xinwen/2022-10/25/content_5721685.htm)>

<sup>2</sup> 中国語原文は「百年未有之大变局」。2017年に習近平国家主席が提示した概念で、アジア諸国の生産力拡大に伴い、国際社会における現状の欧米優位の力関係が変容するという世界情勢認識を指す。

<sup>3</sup> 例えば2021年9月に発表されたグローバル発展イニシアティブ（「全球发展倡议」）、2022年4月のグローバル安全イニシアティブ（「全球安全倡议」）、2023年3月のグローバル文明イニシアティブ（「全球文明倡议」）等があり、これらは本法第18条に盛り込まれている。

<sup>4</sup> 武増「关于《中华人民共和国对外关系法（草案）》的说明—2022年10月27日在第十三届全国人民代表大会常务委员第三十七次会议上—」2023.6.28. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202306/6aa6c46e80574fc88e3821a9e47eb646.shtml>>; 「全国人大常委会法工委负责人就对外关系法答记者问」2023.6.30. 人民网 <<https://politics.people.com.cn/n1/2023/0630/c1001-40024476.html>>

<sup>5</sup> 「中华人民共和国对外关系法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4OGQ3NDMwYjAxODkwMTJMTVIZTA5NDM%3D>>（中華人民共和国主席令第7号）

<sup>6</sup> 中国語原文は「和平共处五项原则」。相互の主権尊重、不可侵、内政不干涉、平等互惠、和平共存から成る。

<sup>7</sup> 2015年に習主席が提示した概念で、相互尊重、公平正義、協力共栄を中核とする。

の組織、公民（国民）等は、対外交流・協力において、国の主権、安全、尊厳、利益等を守る責任と義務を有する（第6条）。

### (3) 職権（第2章）

中央外務工作指導機構<sup>8</sup>は、対外業務の政策決定等の責任を負い、国の対外戦略及び関係する重要政策の実施を指導する（第9条）。全人代及び同常務委員会（第10条）、国家主席（第11条）、國務院（第12条）、中央軍事委員会（第13条）、外交部（部は日本の省に相当）（第14条）、在外公館（第15条）、各地方政府（第16条）について、それぞれの役割を規定する。

### (4) 目標・任務（第3章）

中国の対外関係を発展させる上で、中国の特色ある社会主義制度の維持、国の主権、統一、領土の一体性の維持を堅持する（第17条）。中国は、グローバル発展イニシアティブ<sup>9</sup>等を実践し、大国による協調と良好な相互作用を促進し、正しい道義・利益観<sup>10</sup>を持ち、発展途上国と団結協力し、多国間主義を維持し、グローバルガバナンス体系の改革と構築に参画する（第18条）。中国は、国連を中核とする国際体制、国際法を基礎とする国際秩序、国連憲章を基礎とする国際関係の基本的規範を守る（第19条）。グローバル安全観<sup>11</sup>を堅持し、国連安保理常任理事国の責任を果たし、同安全保障理事会の権威と地位を守り、平和維持活動を支援し、これに参加し、軍拡競争に反対する（第20条）。中国は、人権を尊重・保障し、人権の普遍的原則を各国の実情に合わせ、平等と相互尊重の下、人権分野の国際交流を進める（第22条）。環境・気候保全のグローバルな取組に参加し（第25条）、ハイレベルな対外開放の推進を堅持し、外国資本による投資を保護し、対外投資等の経済協力推進を奨励し、「一帯一路」<sup>12</sup>の質の高い発展を推進し、一国行動主義や保護主義に反対する（第26条）。中国は、対外援助を行って、発展途上国の発展と進歩を促し、それら国々の持続可能な発展の能力を強化する。対外援助では他国の主権を尊重し、内政に干渉せず、いかなる政治的条件も付けない（第27条）。

### (5) 制度（第4章）、保障（第5章）

国が締結・参加する条約・協定は、憲法と抵触してはならない（第30条）。条約等の実施及び適用は、国の主権、安全及び社会の公共の利益を損なってはならない（第31条）。国は、国際法の基本原則等を遵守する前提の下、対外関係分野の法規の実施適用を強化する（第32条）。国際法、国際関係の基本的規範に反する行為に対し、中国は、相応の報復・規制を行う権利があり（第33条）、一つの中国の原則<sup>13</sup>の基礎の下、各国と外交関係を樹立し、発展させる（第34条）。中国は、外国の外交機構、官吏、国際組織等に相応の特権を与える（第36条）。国は、国外の中国公民及び組織の安全及び正当な権益を保護する措置を講ずる（第37条）。国は、外国人の入国や居住を許可又は拒否し、中国国内における外国組織の活動を規制する権利を有し（第38条）、法執行、司法、国際犯罪に関する国際協力を進める（第39条）。国は、国際的な発信能力を強化し、世界によりよく中国を理解させ、認識させる（第44条）。

<sup>8</sup> 中国語原文は「中央外事工作领导小组」。中国共産党中央委員会に属し、外交政策に関する最高レベルの意思決定機関である中央外事工作委员会を指す。

<sup>9</sup> 前掲注(3)。発展優先、人民中心、インクルーシブ、イノベーションの駆動、自然との共生等のコンセプトを掲げる。

<sup>10</sup> 中国語原文は「正确义利观」。発展途上国への援助等において道義と利益の両立を示す方針として2013年から使用される概念。「正确义利观」中国关键词 <[http://keywords.china.org.cn/2020-01/19/content\\_75629624.html](http://keywords.china.org.cn/2020-01/19/content_75629624.html)>

<sup>11</sup> 中国語原文は「全球安全观」。共同、総合、協力、持続可能を内容とする、中国が唱える国際的安全保障の理念。

<sup>12</sup> 中国が2013年から提唱する広域経済圏構想で、中国とヨーロッパ間を陸路で中央アジアを経由する「シルクロード経済ベルト」と、インド洋を経由する「21世紀海上シルクロード」から成る。

<sup>13</sup> 中華人民共和国が、台湾を含む中国全土を統治する唯一の主体であり、その外に中国は存在しないとする原則。